

平成30年度第6回
北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成30年10月24日（水）午後2時開会
場 所：北海道第二水産ビル4階4S会議室

1. 開 会

○事務局（武田主幹） 定刻となりましたので、ただいまより平成30年度第6回北海道環境影響評価審議会を開催いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、12名の委員の方にご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（武田主幹） それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。

○竹澤環境計画担当課長 環境計画担当課長の竹澤です。

平成30年度第6回北海道環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中をご出席いただき、まことにありがとうございます。また、このところ、準備書案件が続いております。現地調査を集中的に実施しているところですが、お忙しい中を調査にご協力いただいておりますことに重ねて感謝申し上げます。

本日の議題についてですが、新規の配慮書が1件、2回目の審議となります準備書が1件、計2件を予定しております。このうち、準備書案件であります留寿都風力発電事業につきましては、今月上旬に実施いたしました現地調査での確認状況を踏まえて審議いただければと思っております。また、本日の議題には間に合いませんでしたが、昨日、リプレース事業であります新さらきとまない風力発電事業の方法書が公告されまして、本日付で諮問させていただいておりますので、今後のご審議をよろしくお願いいたします。

そのほかにも事前に相談を受けている案件もございまして、今後とも多くの案件が見込まれておりますけれども、引き続き慎重なご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

◎連絡事項

○事務局（武田主幹） 私は、本日の進行を務めさせていただきます武田です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りした資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1と資料1-2、資料2-1と資料2-2です。

配付漏れ等がございましたら事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は、2件です。

議事(1)は、1回目の審議となる(仮称)えりも風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの議事概要の説明、1次質問と事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、35分程度を予定しています。

議事(2)は、2回目の審議となる(仮称)留寿都風力発電事業環境影響評価準備書についてです。事務局からの1次質問と事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、35分程度を予定しています。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は池田会長にお願いいたします。

3. 議 事

○池田会長 本日もよろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づきまして、本日の議事録に署名する2名の委員を指名させていただきます。

本日は、隅田委員と東條委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事に入ります。

議事(1)は、本日1回目の審議となります(仮称)えりも風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、事業概要、1次質問と事業者回答の説明をお願いいたします。

○事務局(車田主査) 本配慮書につきましては、先月の9月20日付で受理し、本審議会には翌日付で諮問させていただいております。

なお、知事意見につきましては、事業者から12月10日を期限として求められております。縦覧期間は、9月21日から10月22日まで、一般意見の募集も22日までとなっております。いずれも既に終了しております。

それでは、ご説明に入りますが、使用します資料は、配慮書の本体、資料1-1となります。資料1-2は、後ほどご確認ください。

まずは、図書を用いて配慮書の内容についてご説明いたします。

事業者は、アールイー・パートナーズ株式会社で、同社による北海道内におけるアセス対象風力発電事業としては初めてのものとなります。

では、図書の3ページをごらんください。

2.2.3にありますように、事業規模は、4,200キロワット級の発電機を約48基、総出力は20万1,600キロワットを想定しているとのことです。

その下の2.2.4に記載がありますが、事業実施想定区域は、事業名のとおり、日高管内えりも町となっております。

1枚めくっていただきますと事業実施想定区域の位置図となっております。

えりも町の中央より南側、東側の海岸のやや内陸から日高山脈南端部の山麓付近にかけ

てが区域となっております。右側のページは衛星写真ですが、薄い緑色の部分は牧草地です。区域中央より北側はえりも町所有の牧野で、南側海岸の内陸部は民間所有の牧草地となっております。

なお、その図の青色の斜線で示された区域は、現時点においては風力発電機の設置対象外の区域とのことです。

次に、11ページをごらんください。

11ページ以降は、事業実施想定区域の設定経緯の説明となっております。

図を見ながら事業者の考え方をご説明しますと、13ページをごらんください。

事業者は、地元えりも町の関係部署との連携をとりつつ事業化を検討してきた経緯などを根拠に、町有の牧野周辺地域を検討対象エリアとしたとのことです。その後、風況や道路インフラ整備状況等を勘案して絞り込み等を行ったとしています。

検討エリアにおける法令等の制約を受ける場所を確認し、環境保全上、留意が必要な場所を確認し、区域内のそれらの場所の一部を区域から除外したとしており、21ページのような区域の最終案に至ったとの説明となっております。

ただ、この図書に記載の絞り込みの過程の説明が十分ではない、また、わかりにくいところがございますので、この後にご説明しますとおり、1次質問において説明を求めているところでございます。

次に、24ページをごらんください。

複数案の設定に関する記載ですが、結論としましては、位置や規模の複数案の設定はせず、区域を広目に設定し、今後の手続において環境影響の回避、低減を考慮した絞り込みを行うこととしたとのことです。

右隣のページは発電機の諸元をあらわしたものです。

ローター直径は約117メートル、最大高さは約142.5メートルを想定しております。

続きまして、事業実施想定区域及びその周辺の概況に関し、1点ご説明いたします。

図書の60ページをごらんください。

60ページの図は、環境省が作成、管理しておりますEADASというデータベースで情報提供されている注意喚起メッシュの事業実施想定区域周辺の注意喚起レベルを表示したものです。

注意喚起メッシュは、バードストライクとの関連性が高い重要種の分布や鳥類の集団飛来地を示しており、10キロメートルメッシュを単位とし、そのレベルによりAからCの三つに、さらに、上位のAにつきましては、A-1からA-3に再区分したものとなっております。

図の上の本文に説明がありますが、事業実施想定区域を含む四つのメッシュにつきましては、一つはシマフクロウ、オジロワシ、オオワシの分布情報によりA-3、残る三つはオジロワシ、オオワシの分布情報によりBにランクされております。

なお、環境省では、AからCと評価されたメッシュでは、アセス手続を進めるに当たって特に重点的な調査が必要であるとしております。

続きまして、計画段階配慮事項に関する調査、予測、評価の結果についてです。

168ページをごらんください。

本配慮書における配慮事項の選定結果となっておりますが、ほかの多くの配慮書案件と同様に、事業計画が工事中の影響を検討するまでの熟度がないことなどを理由に工事の実施による重大な環境影響を対象外としております。

次に、具体的な結果に参りますが、177ページをごらんください。

最初に、騒音等に関する結果ですが、この図では、区域と周囲の住居等の位置関係が示されており、左のページのとおり、区域から500メートル以内には住居等はないものの、1キロメートル以内には24の住居が、2キロメートル以内としますと合計で193の住居と学校及び福祉施設がそれぞれ1件存在しています。この状況を踏まえた評価結果につきましては178ページに記載されており、結論としましては、配慮が必要な施設等からの距離に留意して風車を配置するなどにより重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価しております。

179ページ以降は風車の影ですが、ただいま騒音に関してご説明した住居等との位置関係並びに採用する保全措置を根拠に、こちらも同じ評価結果となっております。

次に、動物ですが、184ページをごらんください。

このページ以降の表は、既存文献で確認された重要種の一覧となっております。また、190ページには専門家等へのヒアリングの結果が記載されております。

これらを踏まえた予測結果につきましては、195ページ以降に記載されており、概要をご説明しますと、水辺を主な生息環境とする重要種については、本事業では河川等の直接改変はないため影響はないが、樹林等を主な生息環境とする重要種については影響が生じる可能性があるというものとなっております。

そして、最終的な評価結果につきましては、197ページに記載されており、影響が生じると予測された重要種についても、記載されております3点の事項に留意することにより、重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価しております。

次に、図書の73ページをごらんください。

動物の注目すべき生息地として選定したIBA及びKBAと事業区域との位置関係ですが、ともに北部や東部で隣接している部分があるものの、事業区域には含まれないことから、事業者は動物の注目すべき生息地に対する影響はないと予測しております。

次に、図書の198ページをごらんください。

198ページ以降は植物に関するページとなります。

204ページには専門家等へのヒアリング結果が記載されております。

植物に関する評価結果の結論としましては、ただいまご説明しました動物とほぼ同様となっております。水辺に生育する重要種に対する影響はなく、樹林等に生育する重要種

については影響が生じる可能性があるものの、記載の事項に留意することにより重大な影響を回避または低減できる可能性が高いとの評価結果となっております。

少し戻って、87ページをごらんください。

重要な植物群落の分布状況を示した図となっておりますが、ごらんとおり、特定植物群落及び植生自然度10の群落については事業実施想定区域には含まれませんが、植生自然度9の群落は区域内に含まれています。

次に、207ページをごらんください。

ここからが評価結果になります。重要な植物群落の評価結果としては、②として記載のとおり、影響が生じる可能性があるものとなっておりますが、この評価の結論部分が少しわかりにくくなっておりますので、1次質問で指摘しています。

次に、210ページをごらんください。

配慮書段階では、生態系につきましては重要な自然環境のまとまりの場と事業区域の位置関係から重大な影響を予測、評価することとされており、この図はそれらの分布状況となっております。ごらんとおり、国定公園、IBA、KBAなどは事業実施想定区域には含まれないものの隣接しており、また、先ほどもご説明しました植生自然度9の群落に加え、大きな割合で保安林が区域に含まれております。

評価結果につきましては、右の211ページに記載のとおり、計画の内容によっては一部が改変されることにより重要な自然環境のまとまりの場が変化する可能性があるが、記載の事項に留意することにより重大な影響を回避または低減できる可能性が高いとしております。

次に、220ページをごらんください。

景観についてですが、事業区域の周辺の五つの主要な眺望点における風車の視認可能性をあらわした図で、全ての眺望点から視認される可能性があるとして予測し、その風車の見えの大きさは、右のページの表のとおり、約1度から大きいもので約9.9度と予測しております。

次に、223ページをごらんください。

中段の②が眺望景観の変化に対する評価結果ですが、事業者は、最も近い百人浜からの見えの大きさは、圧迫感を受ける、周囲の景観とは調和しないという状況となる可能性があるとしつつも、眺望方向等を踏まえた風車の配置の検討などにより重大な影響を回避または低減できる可能性が高いとしております。

最後に、225ページをごらんください。

人と自然との触れ合いの活動の場について、事業区域との位置関係ですが、区域内及び周囲に四つの活動の場が存在しております。先ほどご説明しましたとおり、本配慮書では工事の実施による重大な環境影響は対象外としておりますので、工事車両の走行などによるアクセスへの影響の予測、評価は思っておらず、活動の場の直接的な改変の観点からの予測、評価を行っています。

結論としましては、次の226ページのとおり、フットパス以外は、区域外なので、重大な影響はなく、フットパスは直接的な改変により影響を受ける可能性があるが、詳細な利用状況等の調査結果を踏まえた事業計画の検討により重大な影響を回避または低減できる可能性が高いとしております。

続きまして、先般、配慮書の内容につきまして、事業者に対して1次質問を行い、回答をいただいておりますので、かいつまんでご説明いたします。

資料は1-1となります。

まず、1ページの質問番号1-3です。

本配慮書につきましては、事務局として、少なくとも縦覧期間中は印刷及びダウンロードが可能であることを確認しておりますが、縦覧期間終了後の継続について見解を求めたところ、縦覧期間終了後も印刷及びダウンロード可能な状態で公表するとの回答をいただいております。

続きまして、事業の目的及び内容に関する質問で、同じページの質問番号2-5は、区域の設定に関するものです。

区域設定の最初の段階である検討対象エリアの設定根拠として、好風況であること、地域とのコミュニケーションが構築されつつあることの2点を挙げておりますが、その2点だけでは、なぜえりも町有牧野周辺が選定されたのかが理解できないことから説明を求めました。これに対し、町有牧野について、風力事業の適否を事前調査したところ、森林の伐採が必要なく、取り付け道路についてもある程度確保できる見込みがあることなど、風力発電には好適地であると判断したが、事業性の観点から周辺地域も含めた検討エリアとしたとのことです。

次に、同じページの質問番号2-7です。

区域の絞り込みに当たり、自然公園及び砂防指定地を除外した一方で、保安林を除外しなかった理由、さらに、今後も除外しない可能性の有無について質問しました。これに対して、基本的に保安林内での風車の設置はしない予定だが、道路工事等を行う可能性があるとのことです。

次に、2ページの質問番号2-14で、複数案の設定に関するものです。

本配慮書では、位置、規模の複数案を設定するかわりに、今後の手続において事業実施区域を絞り込むとしていますが、本事業の風車設置予定数と区域の面積を考慮すると絞り込みの余地は大きいものではないように思われる点について見解を求めました。これに対して、取り付け道路等の計画の際、保安林への影響が回避、低減されるような計画とすることで区域を絞り込むことを考えているとのことです。

しかし、今後の絞り込みによる環境影響の回避、低減の余地は大きくはないのではないかと指摘に対する直接的な見解とはなっておりませんので、再度の確認が必要と考えております。

続きまして、第3章に関する質問で4ページの質問番号3-21です。

主要な眺望点に地域住民が日常生活上なれ親しんでいる場所が含まれていないことから、それらの場所を抽出し、影響の予測及び評価を行った結果の提示を求めました。これに対して、方法書以降の手續において現地の状況を確認の上選定するとのことです。

しかし、配慮書段階で対象としない特別な理由が認められない場合は対象とすべきですので、2次質問において再度指摘する必要があるかと考えております。

その下の質問番号3-22は人と自然との触れ合いの活動の場に関するものです。

事業者が参照したウェブサイトには、ほかにも選定すべき活動の場が掲載されていることを指摘し、必要に応じて調査、予測、評価を行い、その結果の提示を求めたところ、指摘を参考に、今後、現地踏査を実施し、眺望点の追加を検討するとのことです。

次は、第4章の調査、予測、評価結果に関するもので、9ページをごらんください。

質問番号4-21は動物に関するものです。

専門家ヒアリング結果には、ナキウサギや希少猛禽類、タンチョウなどの重要種に関する特筆すべき情報が多数含まれており、特に慎重な対応が必要と考えられるにもかかわらず、本書に記載の留意事項については具体的な環境保全措置に関する記載がなく、影響の回避、低減の確実性が認められないことから、回避、低減できる可能性が高いとする具体的な理由の提示を求めました。これに対して、風力発電機の配置や機種を検討により重大な影響を回避、低減できる可能性が高いと考えているとのことです。

しかし、この回答も漠然としておりますので、改めて具体的な保全措置の内容を確認したいと考えております。

次に、10ページの質問番号4-28で植物に関する質問です。

先ほどの図書の説明の際にもお伝えしましたが、重要な群落の影響に関する評価の記載内容が理解しにくいことから説明を求めたところ、事業計画内容次第で植生自然度10及び9の自然植生や保安林が改変される可能性があるとのことです。

次に、同じページの質問番号4-32は生態系に関する質問です。

風車設置の可能性のある区域の相当部分を保安林や自然植生が占めていますが、48基もの風車を配置することと保安林などを多く残存させることとの両立の可能性に疑義があることから説明を求めたところ、大型風車に必要な離隔距離を確保した上で牧草地部分に48基の配置が可能と考えるとの見解が示されております。

最後になりますが、11ページの質問番号4-38は人と自然との触れ合いの活動の場に関する質問です。

フットパスの利用環境及び利用状況の詳細調査を実施し、その結果を踏まえて影響を極力回避または低減するとしている点について、質問①では、その手法を、質問②では、直接的な改変による影響の回避、低減と利用環境や利用状況を踏まえた影響の回避、低減との関係についてそれぞれ質問するとともに、質問③では、今後の留意事項にルート改変の回避が含まれていないが、その検討を優先すべきではないかと指摘しました。これに対して、①については、関係機関及び利用者への聞き取り調査、現地踏査を想定している、②

については、人触れの間として機能している地点やその内容を把握した上で改変エリア等を検討することで重大な影響を回避、低減できる可能性が高いと考えている、③については、指摘のとおり、直接改変の回避検討が最優先と考えるとの見解がそれぞれ示されております。

本事業の1次質問及び事業者回答に関するご説明は以上です。

なお、本配慮書の2次質問につきましては、この後、電子メールにて委員の皆様にご依頼させていただきたいと考えております。いつも短期間のお願いとなり、恐縮ですが、本案件につきましては11月2日までに質問を追加いただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

○池田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様方からご質問やご意見をお願いいたします。

○山下委員 前提的な質問なのですが、この地域に既設風車はありますか。

○事務局（車田主査） 確かな情報が手元にないのですが、アセス対象の規模となる風力発電事業は存在しておらず、過去に小規模なものが1基、2基、南側に存在していたようですが、もう稼働していないと思いますので、累積的影響につきましては現時点において想定されない状況となっているものと思います。

○山下委員 ここでの話ではないかもしれませんが、配慮書の26ページを見ますと、送電線や系統連系地点を検討中と書かれているのですね。私の記憶ですと、この地域でこういう計画が審議に乗った記憶が余りなく、恐らく、このあたりは送電線などの関係があつて、風は強いけれども、計画としては難しいと思っていましたが、そのような理解でいいのですか。

○事務局（武田主幹） 送電線については、確かに委員の指摘のとおり的问题があります。

資料1-1の1ページの質問番号2-5の事業者回答をごらんください。

ここにもあるとおり、送電線についてはかなり長距離に及ぶ工事を考えることになると伺っています。ただ、送電線はアセスの審査対象外になります。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○三谷委員 このあたりは国立公園に指定しようという動きがあると思うのですがけれども、国立公園になった場合は、風力発電や送電線の設置に対して何かの規制がかかってくるものなのですか。

○事務局（武田主幹） ご指摘のとおり、国立公園化の構想がありますが、具体的に、いつ、どのように指定するかというところまでは示されていません。

仮に、先に国立公園になってから風車を設置するとなると、国立公園の地種区分によって許可基準が決まってくるので、場所によっては、風力発電を認めないという場合もありますし、普通地域や第3種特別地域などは、景観への影響を考えて審査し、大きな問題がなければ認めている例もほかの地域ではございます。

○事務局（車田主査） 1点補足させていただきます。

図書の152ページと153ページをごらんください。

現在は国定公園ですが、国定公園と事業実施想定区域との位置関係が示されております。カラーで凡例がありますが、武田主幹から説明があったように、国定公園につきましても国立公園と同じですが、特別保護地区という一番規制が厳しいところ、また、第1種から第3種までの特別地域、普通地域というカテゴリーがございます。

一般的に特別保護地区や第1種特別地域などでの工作物の設置につきましては非常に厳しい規制がかけられるとご理解いただければと思います。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○岡村委員 10ページの質問番号4-32についてです。

保安林や自然植生以外のところというので、要するに、草地のところに風車を配置すると説明されたように聞こえました。草地を開発するときには農業の補助金をかなり使っていると思いますけれども、そういう問題は発生しないのですか。

○事務局（車田主査） 事業者を確認しましたが、既に地元の町役場とはかなり協議されているということで、その辺についても協議しているものと想定しております。

○岡村委員 一般的な話としては、実施するとなると補助金を返納することになるのですか。

○事務局（武田主幹） 補助金を使って造成したところではそういうこともあり得ますが、ここではそこまでは確認しておりません。

ちなみに、もともとは北海道が造成した農地で、今はえりも町に移管し、えりも町で所有、管理しております。

○三谷委員 図書の2ページにも書いてあるとおり、えりも町はよく停電するのですけれども、その停電のリスクを軽減するというので、この風力発電でつくった電力はえりも地域内で回すということなのではないでしょうか。

それから、停電になった場合、風力発電の電気はちゃんと回るのかです。この前のブラックアウトでは全く回らなかったと思いますので、本当にこのとおり受け取っていいのでしょうか。

○事務局（車田主査） まず、1点目のえりも町内で消費されるかどうかです。

先ほども送電線の話が出ましたが、発電した全てをえりも町内ということではなく、100キロメートル以上の送電線も整備するというので、もちろん、ほかの地域にも流す計画であると理解しております。

それから、2点目のご指摘は、私どもも知識がございませんので、必要があれば事業者にお聞きしたいと思います。

○三谷委員 こんなにたくさんつくって、もしえりも町の停電のときに本当にリスクの軽減になるのならまだいいのですけれども、つくるだけつくって、停電したときに全く使えないのだったら、ここにつくる意味がどれくらいあるのかわからないので、どのようにエネルギーの利用を考えているのかなどを聞いていただければと思います。

○事務局（車田主査） ただいまのご指摘を踏まえまして、事務局で2次質問の整理をさせていただきますと思います。

○岡村委員 風車が地域のエネルギーとして使えるかどうかということに関して申し上げますと、私もいろいろな検討会に出席していますが、現状では使えないのが常識になっています。それがどこに書いてあるのかはわからなかったのですけれども、もし地元で使うということが書いてあるとすれば、将来的にはわかりませんが、問題ではないかと思えます。

○事務局（竹澤課長） 2ページの下から3段落目、「また、地球温暖化防止に寄与するだけでなく、送電網強化や鉛電池の設置等により地域のインフラの充実を担うことを検討している」と書かれておりますので、具体的にどういうことを考えておられるのかということを確認したいと思っております。

○池田会長 ほかにございませんか。

○玉田委員 9ページの質問番号4-21について質問です。

図書の197ページの専門家からのヒアリングでは、周辺にナキウサギ、シマフクロウ、オジロワシ、クマタカ、タンチョウなど、勢ぞろいしているとあります。確かに、そのとおりです。ナキウサギもいるし、シマフクロウの情報も周辺であって、その周辺というのをどう捉えるかという問題だと思います。質問番号4-21では、前段で、こういうものがあるから環境省や専門家の意見を聞いた上で慎重な対応が必要であると考えますという質問なのですが、これに対する回答になっておらず、要するに、希少種に対しては配置で回避できるとなっています。ここでは、生息しているから専門家の意見を聞いてくださいと誘導しているはずなのですが、そうではないということで、もう少し誘導が必要なのかなと思います。2次質問で環境省や専門家の意見を聞いてくださいと誘導するような質問をしてください。

というのは、先ほど三谷委員からもありましたように、国立公園化の話もあります。まだ、エリアリングの話は公表されていませんからどういうふうになっているかはわかりませんが、当然、この辺に関しては熱い視線を受けて、いろいろ地域の問題、地域の実情を捉えていることと思います。それに対して風力発電機をつくってしまうということで、やはり事前調査が必要になってくるものと思います。

今の話では、牧草地につくるということですから、エリアの問題でいえば、もしかしたらそんなに影響はないのかもしれませんが、特にシマフクロウに関しては情報がオープンになっておらず、私も昔の情報しか知りませんが、環境省では最新の情報を持っているはずですし、保護増殖委員会できちんと踏まえてやっているはずですから、その情報を持っている人と話して、こういうものをつくるに当たってシマフクロウに対してどういう影響があるのかをきちんと調整してくださいと誘導してもらえませんか。

○事務局（車田主査） 委員がご指摘のとおり、1次質問に対する直接的な回答が抜けておりますので、改めて2次質問で確認させていただきたいと思えます。

○池田会長 ほかにございませんか。

○東條委員 大変基本的なことを聞いて済みません。

景観のことなので、私の専門ではないのですけれども、主要な眺望地点のうちの一つから非常に圧迫感を感じる場所があるという説明がありました。しかし、事業者の回答は、配置によって低減できるというご説明でした。

疑問に思ったのは、図書の220ページと221ページです。左のページにある図の3番から一番近いところがすごく高い大きな角度で見えます。隣の表を見てみますと、近いほど高さが高く見える、すなわち、黒い線の眺望点から近いところはどうしても高くなってしまいうという状況であるということです。そうであれば、北側に配置せざるを得ないとか、なるべく離すということになると思います。

そこで、事務局へ確認ですが、どこに風車を設置するか、どこが適切な場所かということをやっているのだと理解しているのですけれども、わかっているのであれば近いところは外し、なぜ奥側という結果にならないのか、この図書はそういうことをするのが目的ではないのですかという基本的な質問です。

○事務局（車田主査） まず、資料1-1の10ページの質問番号4-35をご確認ください。

こちらに垂直視野角があります。先ほど、一番大きいもので百人浜からの9.9度で、影響が非常に大きいのではないかという計算結果をどのように算出したのかということをお聞きしたところ、眺望点から一番近い事業実施想定区域のライン上に風力発電機が設置された条件で算出しているということになっています。

次に、委員がご指摘の件についてですが、現段階は配慮書という段階ですので、今後、方法書、準備書の中で配置が示されていきます。ですから、今後、配置を決めていく中でこの数字がどんどん小さくなるように配置を検討していくというのが事業者の考え方で、ほかの一般的な風力発電事業でもそうですけれども、アセス手続の中では、今後計画の熟度を高めていく中で、より離隔距離をとって影響が小さくなるようにすると理解しているところでございます。

○東條委員 一番近いところをとって、これでは影響が出るということですから、この領域は不適格という評価にならないのですかという質問です。

つまり、領域自体を変更しなければならない、配置を計画するということは、黒いエリアの設定が不適格で、上のほうに領域を設定しなければいけないという結果になぜならないのでしょうかという質問です。

○事務局（車田主査） 例えば、垂直視野角が何度以上のところは外さなければならないというような基準はございません。ですから、この段階ではこの大きさになるという予測はあり得ることです。

つまり、9.9度だから今の段階で外さなければならないというルールはございませんので、特段、近いところに区域があるから不適格という結論にしなくてはいけないという

ことにはなりません。

ただ、繰り返しになりますけれども、今後、事業者で配置を検討することによって、なるべく見えの角度を小さくしていくという考え方を示しておりますので、方法書や準備書で配置が示され、そのときにまだ同じ9.9度、あるいは、さらに垂直見込角が大きくなっていけば、影響を回避、低減できているという評価になるのは難しいと思いますので、そうした指摘をすることになると思います。しかし、ただいまの時点で事業実施想定区域のラインをこのように設定してもルール違反ということではございません。

○池田会長 ほかにございませんか。

○奈良委員 今のお話に関連するのですけれども、希望として事業者をお願いしたいと思うことがあります。

一つは、159ページの遺跡が海岸沿いにたくさん出ているということ、それから、177ページに小学校や保育所が東側にあるということ踏まえ、なおかつ、百人浜からの眺望はとても圧迫感があるということであれば、できるだけ北側、西側に配置していただきたいという希望を申し上げます。

○事務局（車田主査） 2次質問において事業者の見解を求めると確認させていただきたいと思います。ただ、例えば、鳥などの生息実態がわかってくると、単に北側、西側に持っていけばいいのかということにはならないと思いますが、それも含め、2次質問で事業者の見解を確認させていただきたいと思います。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○岡村委員 先ほど、農地を違う目的に使う、転用ということになるのでしょうかけれども、そうした場合、先ほどの説明では、補助金の支払いが終了していればということがありました。補助金といっても農地の開発に使われた自己負担はごくわずかで、道や国のお金がかかり入っているわけです。それも、その地域、あるいは、個人の負担が払い終わっていれば、個人の分はいいのでしょうかけれども、税金として投入されたものが違う形で使われていくことになりますので、簡単に転用できるのかどうかを確認したいのです。

○事務局（車田主査） 資料1-1の5ページの質問番号3-27は、ご指摘がありました農用地区域の転用に関する質問です。

農用地区域につきましては、農振法に基づき開発行為が制限され、また、一般的に農地転用は難しいと聞いているが、関係機関との協議において許可の可能性や見込みはどうなっているのかをお聞きしております。これに対し、現在、えりも町と協議中の段階であり、配置計画等が具体的になったら関係機関に打ち合わせることをしているという回答をいただいております。

これ以上に深い聞き方をすべきというご指摘でしょうか。

○岡村委員 そういうことが簡単に許可される、そして、その費用は余り生じないということであれば、今後、どんどん草地に風車が建てられていくことになりますよね。そのような制度であれば仕方がないですけれども、確認したかったところです。

○事務局（車田主査） 環境影響評価に関するものではないように思われますので、改めて質問等をしなくてもよろしいでしょうか。

○岡村委員 結構です。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

では、私から、1ページの質問番号1-3についてです。

縦覧期間終了後も継続して印刷及びダウンロード可能な形で公表していただけるというのは大変評価していいと思います。今後のアセスのプロセスにおいてもよき前例になっていただけると思いますので、この点に関しては評価できると思います。

一方で、配慮書とはいえ、まだかなり雑な面も見取れますし、9ページの質問番号4-21にあるとおり、希少種が多くいる地域で、すぐ近くには豊似湖もあります。それに対して、190ページでは専門家へのヒアリングも割とあっさりした内容になっていますし、いるいない程度の情報を聞き込んでいるだけです。この地域についての専門家はほかにもいると思いますので、本当はもう少し聞いていただきたいところですが、今後、方法書等に進む段階でさらに多くの専門家に聞き取りをしていただきたいと思います。

また、ナキウサギ、シマフクロウ、あるいは、タンチョウに関しては繁殖が確認されていますので、そのあたりへの影響というのは、それぞれの希少種の専門家に聞き取りをするなりといった対応を考えていただかなければ、先ほど玉田委員もおっしゃっていましたが、1次回答の質問番号4-21の回答では全く理由がわかりません。なぜ配置機種の検討で影響を回避、低減できるのかの根拠は全く示されていません。少なくとも、1次質問の段階では、ここで回避できると考えている理由は示していただきたいところですし、さらに、今後の手続においてはより深く専門家へのヒアリング等での検討も進めていただきたいと思います。

○事務局（車田主査） まず、2点目につきましては、配慮書の中での根拠をきちんと明らかにすべきということで、そのような質問をさせていただきます。

また、1点目の、今後の手続段階によって、多様な専門家へヒアリングすべきということにつきましても先ほどの玉田委員の指摘とあわせ、2次質問で質問させていただきたいと思います。

○池田会長 ほかにございませんか。

○玉田委員 議事録に残しておいてほしいのですが、環境省と一言と言っても、野生動物の部局と公園の部局があります。そして、今言ったように、この案件は動物の問題と国立公園の問題がありますから、その二つの部局が関係してきます。

一言で言えば環境省ですが、公園の問題と動物の問題があり、質問や今後の配慮書でどこまで踏み込めるかわかりませんが、そういうことが大事ということ意見を述べておきます。

○事務局（車田主査） 今のご指摘につきましても2次質問に盛り込ませていただきたいと思います。

○池田委員 その他、追加すべきことはございますでしょうか。

○三谷委員 川の近くに建てるかもしれないということでしたね。これは質問にもあったと思いますが、歌別川はサケの関係があるので、地元の市町村もそうですけれども、漁協などとも話をしているのかどうかを確認していただければと思います。

○事務局（車田主査） 漁業への影響につきましては1次質問では漏れておりましたので、今のご指摘を踏まえまして、漁業関係者等の調整に関することもお聞きしたいと思います。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田委員 それでは、事務局から追加質問の依頼がまた届くと思いますので、ご対応をよろしく願いいたします。

それでは、議事（2）に移ります。

議事（2）ですが、本日2回目の審議となります（仮称）留寿都風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

事務局から1次質問とその事業者回答の説明をお願いします。

○事務局（車田主査） 本準備書につきましては、今月の5日に審議会の現地調査を開催したところでありまして、ご参加いただきました委員の皆様には改めてお礼を申し上げます。

さて、説明に入りますが、使用します資料は、準備書の図書、資料2-1及び資料2-2となります。

前回の審議会では本準備書の概要についてご説明しましたが、前回ご欠席の委員もおられますことから、再度、図書により事業の概要を簡単にご説明いたします。

図書の2分冊の1の5ページをごらんください。

一番上の対象事業の名称ですが、記載のとおり、本事業は方法書までは（仮称）大滝風力発電事業という名称でしたが、本準備書からは（仮称）留寿都風力発電事業に変更となったものでございます。

同じページの2. 2. 3に事業規模が記載されております。

方法書では、出力3, 000キロワットの風車を24基、最大出力9万1, 200キロワットとしておりましたが、準備書では、単機出力が4, 200キロワットと大型化した一方で、風車の数は6基減って18基、その結果、総出力は7万5, 600キロワットに変更となっております。

次に、その下の2. 2. 4には対象事業実施区域の説明がございます。

第2段落に記載のとおり、方法書段階では伊達市大滝区留寿都村及び洞爺湖町にまたがっていましたが、準備書段階では、留寿都村のみが区域に含まれることとなっております。

では、事業区域の変遷についてご説明いたします。

15ページをごらんください。

配慮書から方法書への区域の経緯です。青色の実線が配慮書段階、黒い実線が方法書段

階の区域で、ごらんのとおり、配慮書で区域としていた東側の多くの部分が方法書では除外されました。

次に、16ページをごらんください。

こちらが方法書から準備書にかけての変更で、青色の点線が方法書、黒い実線が準備書のもので、ごらんのとおり、方法書区域の南側及び西側を中心に縮小された一方、北東方向に拡張が見られます。

この変更の理由ですが、縮小の理由としましては、水資源保全地域や植生自然度の高いエリアの回避、住宅から3キロメートル以上の離隔距離の確保が挙げられており、一方、拡張の理由としましては、風況等から風車の設置が見込まれる場所にも新たに配置することとしたことを挙げております。

次に、少し戻って9ページをごらんください。

準備書での事業区域の最終形及び風車配置の計画図です。

ごらんのとおり、区域は留寿都村内のみに位置しております。ただし、関係市町村としましては、図に記載の5市町村全てが対象となっております。

次に、41ページをごらんください。

風力発電機の諸元や規模が記載されております。方法書時点と比較し、ローター直径は同程度ですが、ブレード先端までの高さは13メートルから20メートルほど高くなる予定でございます。

事業計画の概要のご説明は以上です。

続きまして、資料2-1及び資料2-2により1次質問とその事業者回答についてかいつまんでご説明いたします。

まずは、第2章の事業の目的及び内容に関する質問で、本事業の方法書に対し、配慮書からの区域の絞り込みの検討過程の説明が適切かつ十分なものではなかったことから、準備書においては、絞り込みや風車配置の検討経緯について、理由を含め、わかりやすく説明することを求める知事意見を述べたところです。

資料2-1の1ページの質問番号2-5は、配置に関する質問です。

準備書では、方法書から一部区域を拡大し、そこに3基の風力発電機を配置することとしている点について、その理由などを質問したところ、発電が見込め、かつ、住居からの離隔距離があり、植生自然度の9と10のエリアも確認されなかったため、植生自然度が高いエリアの風車をやめるかわりに追加したとの回答となっております。

次に、2ページの質問番号2-6も風車の配置に関するものです。

図書では、改変面積を極力最小限とするため、風力発電機を大型化し、設置基数を削減したとする点に関し、質問①では、基数を削減したとしても、大型化に伴い、ヤード面積が増加するなどにより、必ずしも改変面積が減少するとは限らないと考えられることから、改変面積の減少について定量的に示すよう求めたところ、風力発電機の基礎の形状は方法書時点から大きな変化はなく、ヤードの総面積は方法書時より3ヘクタール程度小さくな

るとの回答になっております。

次に、3ページの質問番号2-25です。

工事に関する質問ですが、図書の31ページもあわせてごらんください。

図書の31ページの図は、工事関係車両の主要な走行ルートを示したものとなっておりますが、ごらんのとおり、非常に狭い範囲のみの表示でありまして、特に北側のその先のルート及び住居や配慮施設との位置関係が不明となっております。

これを踏まえまして、資料2-1の質問番号2-25では、この図では走行ルートの全容が示されておらず、第10章における工所用資材の搬出入による影響の予測、評価の妥当性に疑問があることから、現時点で想定される工事関係車両の起点から対象事業実施区域までのルートの全容及び住宅等を示す図の提示を求めたところ、現時点において、工事関係車両の起点は図に示すラインの北端と想定していることから、31ページの図は主要な走行ルートの全容を示すものであるとの見解が示されております。

しかし、北端部分が起点となるという事業者の説明の妥当性については、少なくとも図面等からは確認できないため、2次質問で改めてお聞きする必要があるものと考えております。

資料2-1に戻っていただき、次は、第3章の事業実施区域及び周囲の概況に関するもので、5ページの質問番号3-5をごらんください。

準備書ではIBA及びKBAを注目すべき生息地、重要な自然環境のまとまりの場として位置づけている一方で、事業区域のほとんどがIBA、KBAであり、その区域において開発行為を行い、風力発電機を稼働することについて事業者の見解を求めました。これに対して、日本野鳥の会に問い合わせたところ、IBAの区域は植生自然度10から8の植生を1万ヘクタール以上存在する範囲としたとの説明を受けたが、現状の土地利用及び植生は変化しており、今回の改変区域は放牧地として改良された草地を主に利用するもので、樹林に関してはできる限り改変を回避しており、植生への影響は十分に回避した計画になっているとなっております。

次に、第8章の調査等の手法に関する質問で、13ページの質問番号7-22です。

あわせて図書の2分冊の1の401ページをごらんください。

まず、図書の401ページは水の濁りを予測するための土質調査の調査地点の位置図ですが、二つの調査地点はいずれもピンク色の凡例11番の安山岩質岩石の土質に該当します。しかし、事業区域の東側、改変区域も含まれる部分には黄緑色の凡例07番の軽石流堆積物も含まれております。

これを踏まえまして、質問番号7-22に戻っていただき、質問では、対象事業実施区域の変更に伴い、方法書時点では含まれていなかった軽石流堆積物が新たに改変区域に含まれることから、当該土質の範囲内にも調査地点を設定しなかった理由などを質問しました。これに対して、軽石流堆積物が新たに改変区域に含まれることになったが、その分布範囲が狭いこと、SSの予測に使用した沈降係数は、沈降が遅い地点の結果を使用してい

ることから、軽石流堆積物については、試料の採取、沈降実験を実施しなかったという回答となっております。

なお、準備書において区域を拡幅したエリアにおける調査地点の欠落につきましては、動物、植物、生態系についても確認されておりました、15ページの質問番号7-39、16ページの7-41、7-24、7-47などにおいて、特に区域の東側については調査地点の欠落により情報を十分に収集できていない可能性があることを指摘した上で、このような配置とした理由とこの配置で十分な情報が得られたとする根拠の提示を求めました。これに対して、調査地点を設置していない東側の動物相については、類似環境での調査結果から推察できたと考える、また、植生については、同じ環境における調査を行っていることから、情報の不足はないと考えるという回答が示されています。

続きまして、第10章の環境影響評価の結果に関する質問に参ります。

まずは、大気環境、騒音に関するものですが、18ページの質問番号8-9をごらんください。

騒音の予測地点において、現況では環境基準を満足していますが、本事業による工事車両走行により環境基準を超過すると予測されているにもかかわらず、要請限度を下回っていることから国等の基準とおおむね整合が図られていると事業者は評価しております。

しかし、自動車騒音の要請限度を整合性の比較対象とすることは適当ではないと指摘した上で見解を求め、また、本事業による増分が8デシベルから9デシベルと大きいことから、少なくとも環境基準以下となるよう実効性のある環境保全措置を講じる努力をしないのかについて見解を求めました。これに対して、環境基準値を上回るものの、道路周辺的生活環境が著しく損なわれる値ではないため、おおむね整合が図られていると評価したが、指摘を踏まえ、環境基準との整合性の比較を行うこととする、準備書での予測結果を踏まえ、実効性のある環境保全措置として工事用車両の速度制限を設定し、工事関係者に周知徹底することを評価書に明記するとのことでした。

次は、動物、鳥類に関する質問で、28ページの質問番号11-70をごらんください。

イヌワシは、特に絶滅のおそれが高い種の一つであることから、本準備書における確認記録の慎重な分析が必要と考えられるが、渡りの時期以外にも複数日確認されているにもかかわらず、猛禽類調査はその直後に終了しており、区域及び周辺に定着している可能性を排除できないことから、継続して調査を実施して影響の予測、評価を確実にを行い、必要に応じて環境保全措置を実施する必要があると指摘した上で見解を求めました。これに対して、確認された飛来は、隣接する伐採地の確認が目的と推測しており、7月と8月の飛来は別個体と考えている、調査範囲内には営巣に適した崖地も確認されておらず、定着することはないと考えている、アセスの調査は終了しているが、工事中もデータ収集のための調査を検討したいとの回答が示されております。

次に、動物に関する質問です。

29ページの質問番号11-86をごらんください。

コウモリ類の音声モニタリング調査により、コウモリ目A及びBの事業実施区域内の高所での活動が盛んな時期が明らかとなったことから、それらのバットストライクの発生率が高くなると予測される時期については、保全措置として夜間の稼働停止の実施も検討すべきと指摘しました。これに対して、谷部以外では出現回数は少ないことから風車設置付近でのコウモリ類の出現も少ないと考えるが、事後調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討するとの回答が得られております。

次に、植物で、30ページの質問番号12-6をごらんください。

環境保全措置として、法などの指定外来植物が確認された場合には駆除するとしていますが、既に対象種が確認されており、種ごとに駆除の実施時期及び方法、また、採用する方法が効果的であるとする根拠の提示を求めました。これに対して、オオハンゴンソウについては種子ができる前の夏から秋に、フランスギクについては種子ができる前の開花中に、ともにできる限り根ごと引き抜き、焼却など、適切に処分するとの回答が得られております。

次は、生態系に関する質問で、33ページの質問番号13-29をごらんください。

上位性注目種としたノスリに関するものです。

事業者は、十勝平野の調査結果に基づく既存文献を引用する形で、林縁から内部へ行くほど営巣環境として好適であることを前提条件として解析を行っていますが、十勝平野では、森林の多くが防風林やパッチ状の孤立林である一方、本事業実施区域の森林の多くは連続する広大な森林の一部であり、森林の形状が異なる地域の情報に基づく解析は適当ではないのではないかと指摘しました。これに対して、指摘のとおり、林縁からの距離での評価は適切でない判断し、樹林環境の有無及び樹高の高さを指標とした解析を行いたいと考えており、結果につきましては2次回答で示すとの見解が示されております。

次に、同じく生態系で、34ページの質問番号13-36です。

典型性注目種のタヌキに関するものです。

事業者みずからが図書において亜高山帯以上に生息することは少ないと記載しているように、標高が高く、冬の環境の厳しい対象事業実施区域はエゾタヌキの生息密度が低い環境であると予想され、確認位置は17地点にすぎず、うち8地点は比較的低標高の道路沿いとなっていることから、エゾタヌキを典型性注目種として選定したのは適当ではなかったのではないかと質問しました。これに対して、ササが密生したところでは痕跡確認が難しく、限られた場所での確認であったことが比較的低標高の道路沿いでの確認が多くなった原因と考えており、生息環境好適性の推定結果からは区域内でも数値が高いメッシュもあることから妥当な選択であったと考えるとの回答が得られております。

次は、景観に関する質問で、37ページの質問番号14-3をごらんください。

方法書に対する知事意見では、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したフォトモンタージュを作成することを求めていたところですが、図書のフォトモンタージュの多くにおいて雲の多い写真や不鮮明な写真を使用しております。そこで、質問

では、写真の撮影時期の選定理由を聞いたところ、好天となる可能性の高い日程を検討し、現地付近にて調査員が数日待機して実施日を選定した、山の天気は変わりやすく、雲も出やすいことから、雲一つない天候とは言えないものの、実施可能な範囲で風車が見やすい撮影日を選定したと考えるとのことです。

なお、予測に用いたモンタージュにつきましては、雲の除去や稜線の明確化などの加工を行い、2次回答までに提示いただけるとのことです。

次は、その下の質問番号14-4で、景観に関する調査手法の妥当性に関するものです。

質問では、方法書と準備書の配置に対する印象の比較という手法を用いたため、両者の相対的な評価が示される結果となったが、あくまでも準備書配置に対する直接的な評価を把握すべきであり、仮に方法書と準備書の比較を行う場合であっても被験者のグループを分けるべきであったことを指摘しました。

ここで、資料2-2の212ページをごらんください。

聞き取り調査の実施方法の説明資料となっておりますが、ごらんのとおり、調査の際は、被験者に、まず、準備書配置のモンタージュを示して印象を聞き取り、その後に方法書配置のフォトモンタージュを示したとの説明となっております。また、208ページ以降には、準備書と方法書を比較した結果ではなく、準備書配置に対する聞き取り調査結果のみを抽出し、評価結果を見直した結果が事業者から提示されております。

本事業の1次質問及び事業者回答に関するご説明は以上となります。

なお、本案件につきましても、先ほどのえりも配慮書と同様、皆様に2次質問の依頼をさせていただきたいと考えております。ただ、回答期限は、えりも配慮書よりは若干長目に設定させていただきます。後ほどご連絡させていただきますので、お忙しい中を恐縮ですが、よろしく願いいたします。

○池田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○佐藤委員 資料2-1の18ページの質問番号8-9についてです。

先ほど説明いただいた騒音のところですが、8デシベルから9デシベル増加するということですね。人間の感覚からいいますと、10デシベル増加すると大体2倍に感じるということですので、それに近く、かなり増加している状況だと思います。しかも、環境基準を上回っているということですから、本来であれば、搬出入のための道路は別にするとか、新たに設置するというレベルではないかと思えます。どうしてもいろいろな事情でそれができないということであっても、この回答は不親切だと思うのです。

ここには走行速度を落とすと書いてあるのですが、これでは漠然としていますので、せめて環境基準まで落とすには速度をどこまで落とせばいいのかを計算し、それが現実的なものなのかどうかということをお答えいただかなければ、これでいいということにはならないと思えます。

それから、もう一つ質問ですが、工事のときの騒音に関してどこにも書いていない気が

しますが、評価結果はどこかに書いていますか。

○事務局（車田主査） 2点ご指摘等いただきました。

まず、2点目の工事の騒音に関するものですが、図書の2分冊の1の368ページをごらんください。

この準備書では環境影響についてどのような項目を選定したかという表になっておりまして、ごらんのとおり、建設機械の稼働につきましては経産省で示しております参考項目には該当するのですが、本事業では採用しておりません。

方法書時点からこのような状況になっているのですが、図書の371ページに選定しなかった理由が掲載されております。上から二つ目の段が該当しますが、建設機械の稼働による窒素酸化物、粉じん等につきましては、選定しなかった理由として、事業実施区域から保全対象、住宅等まで3キロメートル以上の離隔距離があり、国が定めた手引に記載される環境影響を受けるおそれがある地域（対象事業実施区域から1キロメートルの範囲内における住居等の保全対象地域）が存在しないことから評価項目として選定しないということです。

ただ、根拠として挙げておりますいわゆるアセス省令第1号というものが適合されるかどうかについては事務局としても疑義があったものですから、資料2-1の中では、本当に第1号の適合でいいのかという確認はしております。

それから、最初にいただきました質問の資料2-1の質問番号8-9に関するものですが、委員のご指摘を踏まえた2次質問で改めて具体的な環境保全措置の内容や定量的な根拠を示すように求めたいと思います。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○河野委員 フォトモンタージュの技術的なことについて指摘させていただいて、ここで議論していただきたいのですが、この事業だけに限らず、ほかの事業にも関係あることです。

今、事務局が説明されました資料2-1の37ページの質問番号14-3の景観についての質問を見ますと、四季を通じて風車と背景のコントラストが強く出る晴天時の写真や写真の分解度などを私たちはずっと議論してきたのですが、重要なのはバックと風車のコントラストだと思います。そもそも、風車は最初からないわけで、それを張りつけるわけです。そのときにどういう風車を張りつけるかによってコントラストは違ってきて、それは背景の写真に依存せず、悪い言い方かもしれませんが、さじかげんでコントラストを変えることができるのではないかと思います。

来る前に調べてみたのですが、正しい名前かどうかわかりませんが、環境省の風力発電施設の評価ガイドラインという資料があります。その中に詳しくフォトモンタージュのつくり方や評価の仕方が書いてあるのですが、どういうふうにつくるかは書かれていません。なぜかという、配置と見込み角が重要なので、どんなコントラストがあるなしに関係なく、とにかくどこにあるかということとどのぐらいの見込み角があるかというこ

とが重要となっていました。

しかし、そもそも主観なので、写真のつくり方いかんでは変わってくるわけです。例えば、この事業だけに限って言うと、アンケートをとっていますよね。そのときにどういう写真を見せるかで結果がかなり変わってくることになると思いますし、もちろん、ほかの事業においても、今まで私たちは見てきていまして、分解度が悪いと一言で言っていました。実はコントラストの問題もかなりあります。そこで、どういうふうに評価していけばいいのか、こういう図ではだめ、こういうふうにしなさいと言うことができるのかどうか、その辺の議論をして事務局等の考え方を知りたいと思います。

追加ですが、私は視察に行きましたが、そのときに大きな写真を見せて、住民の方、観光客の方に聞きました。その写真を見ると結構ぼやけていて余りわからないという感じでした。その写真が図書のどこかにあると思いますが、それを見てももう少しはっきり見えるのかなと思いました。

○事務局（車田主査） まず、こうしたコントラストをどこまで数値を示した上でこのようにつくりなさいという基準的なものはございません。それがありましたら、私どもでそれを示し、これに従ってつくってくださいというのが一番近道なのですが、そうしたものが無いので、我々も指摘の仕方が難しいと考えています。

先ほど委員からガイドラインというお話がありまして、おそらく環境省が作成した自然公園、国立公園に関するガイドラインの中でのフォトモンタージュ等の提示の仕方のことかと存じますが、それでよろしいですか。

○河野委員 そのとおりです。いろいろ調べてみたのですが、フォトモンタージュ、環境影響評価で出てきた具体的なものはその資料ぐらいでした。

○事務局（車田主査） 先ほどご指摘いただきました資料2-1の37ページの質問番号14-3で方法書のとときに知事意見を述べておりますけれども、この知事意見は環境省のガイドラインの記載を参考につくっております。さらに、留寿都の事業につきましては、国立公園の中ではございませんが、国立公園からの眺望にも影響するというので、当然、事業者としても環境省のガイドラインに従っていただきたいという趣旨も込めています。

ただ、繰り返しになりますが、委員から特にご指摘のあったコントラストについて、何らかの定量的なものを道から示すというのは、根拠がないので、なかなか難しいと考えております。

○河野委員 難しいのですけれども、やはり、こちらも主観的に見て明らかにおかしいというか、ぼけているというところは指摘する必要があると思います。

ガイドラインでは、なるべく定量的になるようにこういう配置にしなさい、見込み角はこのぐらいにしなさいと書いていますので、その辺は見れば大丈夫だと思うのですけれども、一つ問題だと思ったのはアンケートの話です。

アンケートというのは、完全に人の主観ですから、見たものに対して、こうだと言うしかないのです。その写真がどうだったかはわかりませんが、ぼやけており、余りわからない

写真を見せられると、わからないねと言うしかない場合もあるかもしれません。

○事務局（竹澤課長） 聞き取り調査に用いた写真は、準備書に掲載されていますが、その写真を見ても、後ろに雲があって、本当にこれが一番目立ちやすいのかどうかというのは疑問に思うものがあります。我々としても明らかにもう少し見えやすくなるのではないかというものについては指摘し、クリアなものを提示させるなりして、それを答申に反映していければと思います。

○河野委員 人工的に画像を作成するわけで、私も人工衛星の画像処理を時々やるので、わかるのですが、エッジ処理などいろいろやると非常に際立ってきたり、色をすごく白くするという作業をやることによってコントラストが変わってきたりしますので、その辺は結構難しいと思います。

○事務局（車田主査） 参考までに、図書の1039ページに富岡地区からのフォトモンタージュがあります。これは非常に青空の中で風車がはっきり見えるということで、我々としては、少なくともこれぐらいの同じような条件で撮っていただければと思います。当然、環境影響評価ですから、安全側に立って、一番影響が大きいと考えられる条件で予測、評価を行うべきですので、その観点からも少なくともこのぐらいのレベルのものでというイメージを持っています。

例えば、1036ページは、有珠山ロープウェイからの冬の天気ですが、雲があるフォトモンタージュで、余りはっきりしません。背景一つ変わるだけでこれだけイメージが変わってしまうというのは委員がご指摘のとおりです。

案件によっては1039ページのもののような背景を人工的に画像処理して示される事業者もおられるので、技術的には不可能ではないと認識しております。ですから、先ほどの質問番号14-3では、そういった画像処理を行ったフォトモンタージュの提示をお願いしているところでございます。

また、事業者からは2次回答までには出していただけるという回答をいただいておりますので、2次回答の資料を見ていただき、ご判断いただければと考えております。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○玉田委員 フォトモンタージュで聞き取りをした調査について質問します。

図書の2冊目の995ページからフォトモンタージュが幾つかあります。いろいろなところから撮影されていて、質問のところでは方法書配置と準備書配置と聞き分けをしていて、このページでは、上に方法書配置、下に準備書配置ということで、995ページから998ページぐらいまでは割と遠景で、いつも言われているように、フォトモンタージュは目立たない写真になっています。しかし、999ページのスキー場から見ると、明らかに準備書のほうがはっきり目立ちます。

ただ、回答を見ると、1003ページ、1005ページのグラフに結果が出ているのですが、上下が逆転していて、前のページでは方法書配置が上に来ているのに、棒グラフでは方法書が下に来ています。どう見ても準備書配置のほうが目立たないような印象を受け

ます。

例えば、1003ページでは、好ましい、やや好ましいあたりがかなり多くて、やや好ましくないというのは方法書では結構ありますが、準備書には少ないです。1005ページでも、準備書、方法書の上下が逆になっていて、やや目立つのは方法書のほうが多い結果になっています。

言いたいのは、遠景だと目立たないのでいいのですけれども、スキー場から見たものがどう見ても準備書を見るとよく目立つということです。フォトモンタージュでさえこのぐらい大きく見えるわけです。ぱっと見て、準備書のほうがよく目立つのに、結果が逆になっているので、本当にこれで合っているのかという疑問がありました。

それから、37ページの質問番号14-7でこの辺の質問をしています。説明はなかったのですが、Mt. イゾラに関する調査を道の駅で実施しています。予測点と異なる場所での調査結果の妥当性について見解をご教示くださいとの質問に対して、Mt. イゾラスキー場管理者の協力が得られなかったので、やむを得ず道の駅でやったということになっています。

協力が得られなかったからしょうがないという部分もありますが、質問の趣旨にあるとおり、やはりMt. イゾラで質問すれば目立つという答えが得られたのではないか、道の駅でやったから結果が過小評価されている可能性があるというふうにとれました。

ですから、1点目としては、図書の上下逆になっているのは結果として正しいのかどうかということです。また、今後、スキー場の管理者の協力が得られれば実施してくれるのかどうかという質問を投げかけてもらえませんか。

○事務局（車田主査） まず、データが逆になっていないかという確認、そして、質問番号14-7につきまして、土地管理者の理解が得られれば改めて調査を実施する意向をお持ちか、お聞きしたいと思います。

最初のご指摘に関する補足です。

1003ページに準備書配置と方法書配置の好ましさのグラフが示されていて、準備書のほうがよい結果になっているが、フォトモンタージュを見ると、明らかに準備書の配置のほうが目立っているので、合致しないのではないかとありますが、1003ページのグラフは、全調査地点のプールした結果になっているので、もしかしたらMt. イゾラでは、逆の結果が出ているにもかかわらず、プールした結果、こういった傾向になっている可能性もあるかと考えますが、確認させていただきます。

○事務局（竹澤課長） 補足します。

全体の傾向を把握したいがために全部の取りまとめをしたというふうに別の質問で回答されています。やはり、景観というのは、視点場からどう見えるかが重要であり、地点ごとに評価するのが本来の考え方ではないかと考えています。

今回、地点別のアンケート調査結果を出していただいているのですが、準備書だけの結果で、資料2-2の214ページと215ページに地点別の好ましさ、目立ち度について

出させていただいております。

ただ、それぞれの地点でどういうふうな評価がされるのかを考えていかなければいけないと考えますので、2次質問で確認したいと思います。

○玉田委員 Mt. イゾラと事業者の間の摩擦等があると思いますが、管理者としてどう思っているのかという生の声をこういうところにダイレクトにぶつけることのほうが大事だと思っています。

ですから、今日、ここで言ったことが事業者あるいは地元の人に伝わるのかはわかりませんが、目立つとかよろしくないという意見があるならば、調査を辞退するのではなく、目立つからよろしくないという声を積極的に上げたほうが結果的には反映されるのではないかと思っているので、あえてこだわって質問しました。

○事務局（車田主査） 土地管理者の意向を環境影響の手続の中において反映させるべきかどうかについてですが、環境影響評価の趣旨としては、特段、土地管理者の意見を知事意見に反映しなければならないとはなっていないものと事務局としては理解しておりますので、ご意見として承りたいと思います。

○玉田委員 でも、大きく言えば景観ですよ。

○池田会長 ほかにございませんか。

○河野委員 お伺いしたのですが、このようなフォトモンタージュに対してアンケートをとるということは、この場所の特殊性に鑑みての話として理解してよろしいですか。

要するに、観光地であるということで、ほかの場所では必ずしもする必要はないということもなるのですか。

○事務局（車田主査） 聞き取り調査については、何らかの国の決まりで実施すべきすべきではないというものはございません。ただ、本案件につきましては、本審議会での審議結果も踏まえ、図書で申し上げますと358ページに方法書に対する知事意見が載っていますが、中段の景観のイにおきまして、本審議会で答申いただいた結果を踏まえ、聞き取り調査の実施を求めたことに対し、事業者の判断で聞き取り調査を実施したとご理解いただければと思います。

○池田会長 ほかにございませんか。

○岡村委員 4ページの質問番号2-29と30ページの質問番号12-6に共通するので、一括してお話しします。

侵略的外来種の抑制の問題ですが、4ページの質問番号2-29では、回答として、残土仮置き場をシートで覆い、土砂に含まれる外来種の生育を抑制いたしますと書いてあるのですけれども、その後どうするのかということが問題で、残土をまた盛り土として使ってしまうと一緒なことなので、これは回答になっていないということが一つです。

それから、30ページの質問番号12-6のところにおオハンゴンソウとフランスギクの対策が書いてあります。先ほどのものと共通するのですが、今ある個体を、地上も地下も含めて、対処するというのは大事なことです。問題は埋土種子にどう対処していくか

ということが侵略的外来種問題で非常に大事な点です。しかし、その辺のことがこの回答ではよくわからない、あるいは、埋土種子による繁殖をどういうふうに抑制していくのかということがよくわからないので、もう一回質問していただきたいと思います。

○事務局（車田主査） まず、資料2-1の4ページの質問番号2-29についてご指摘いただきましたが、委員がご懸念のとおりです。

その上のやりとりを見ていただきますと、事業者は、場内で盛り土、切り土のバランスをとるので、残土は外に出さないとしています。すなわち、切土をほかに移動させ再利用するということです。埋土種子が含まれていれば、ご懸念されている影響は当然出てくると考えますので、今のご指摘を踏まえた2次質問をさせていただきます。

○池田会長 ほかにございませんか。

○隅田委員 今指摘があった4ページの質問番号2-30と図書の40ページに書いてあることについてです。

発生する伐採木が1, 283トン出るとあり、えっと思いました。これについて、専門的な立場から、ざっと計算しました。乾燥重量にすると、低く見積もって500トンぐらいになると思いますが、大体40年ぐらいたったカラマツの立派な林が1ヘクタール当たり250トンぐらいありますから、そのカラマツの立派な2ヘクタールの林を皆伐するぐらいの量に相当しまして、こんなに切るのかと思いました。

例えば、図書の20ページに衛星写真があります。風車を建てる場所があって、右上から5個目、6個目のところはまさに森林を切り開いて風車を建てることになっていて、図書の26ページでは、黄色い植生自然度9のところがあって、その横のT13やT14あたりに相当します。先ほどの1ヘクタールとか2ヘクタールというのはどれくらいかというと、一辺が100メートル、もう一辺が200メートルでちょうど2ヘクタールぐらいです。でも、T13やT14の四角の部分を切り開かないで、牧草地部分に移動すると、木を切る量をかなり減らせると思います。

ついでに言うと、ローター径は100メートルぐらいあるので、ローター径を入れるともう少し円が大きくなると思います。ただ、地上40メートルですから、切ることはならないと思うのですけれども、植生に対する影響はすごく大きいですし、2ヘクタールの立派な林にするには40年がかかるわけです。また、木を植えないところをつくるわけですから、全然持続可能ではないことになってしまいます。

20ページの衛星写真を見ると、緑の牧草地のような部分がたくさんあって、間隔を開けられるような感じなので、そういうところに残りの14基を、つまり、森林をわざわざ切り開いて建てる場所を移設できないか、あるいは、T13やT14をやめることを検討できないか、ぜひ検討していただきたいということを質問していただきたいと思います。

○事務局（車田主査） 図書の908ページをごらんください。

表がございまして、事業の実施による植生の改変面積及び改変率を見ますと、縦に調査範囲内、対象事業実施区域内ということで、改変区域内の面積があります。樹林環境の数

値が改変により伐採されることで、数値的な参考になると思います。

それから、40年生カラマツ換算で2ヘクタール分の伐採ということですが、資料2-2の33ページをごらんください。

こちらの緑色が樹林、赤色の丸が風車の配置位置ということで、この図で見ますと、少なくとも、風車配置位置に関しては相当程度配慮した位置を選定されているということがおわかりいただけるとと思います。

○隅田委員 いいえ、違います。20ページの衛星写真では完全に植生の中に入っていますし、26ページを見ても、T13、T14、T15のあたりをグーグルアースで調べると森林になっています。グーグルアースが正しいとすれば、資料の33ページの樹林というのは正しくないと思います。

○事務局（車田主査） 今は結論が出ませんので、事業者に資料2-2の33ページの図についての確認をさせていただきます。

それから、改変面積をより低減させることを求められないかということですが、改変面積が幾らだからだめ、幾らならいいなど、環境影響の中では直接的に面積だけで求めるのではなく、それだけの面積の改変をすることにより、重要な動物及び植物、重要な地域の生態系に対してどのような影響を及ぼすかという観点から影響の予測、評価をすることになります。少なくとも、本準備書の中では、事業者として、改変の程度による重要な種への影響を予測、評価した上で、実施可能な範囲で低減できているという評価になっていますので、指摘するのであれば、改変面積そのものではなく、やはり、重要な動物なり植物への影響という観点から指摘することになるかと考えます。

○隅田委員 図書の94ページを見てください。

右上から赤色の丸の3個目と4個目がT13とT14のところですが、これを見ると、その植生は10になっていて、ダケカンバ群落の自然度8で結構高いところです。

○事務局（車田主査） ご指摘いただきましたのは、自然環境保全基礎調査の文献の情報に基づく植生図となっております。

図書の909ページをごらんいただきたいのですが、こちらが現地調査結果に基づいた現存植生となっておりますので、現状をよりあらわしているのは909ページ以降になるかと思います。

○隅田委員 では、909ページでは伐採跡地になっていて、94ページや20ページのグーグルアースの写真からさらに伐採されているということだと思いますが、もう一度確かめていただきたいと思います。

○池田会長 今回の点はよろしいでしょうか。

○事務局（竹澤課長） 伐採跡地なのかどうかということを再度事業者を確認したいと思います。

○隅田委員 厳密に言うと、森林でも伐採跡地ということがありますので、いつ伐採したのかということについても聞いていただきたいと思います。

○事務局（竹澤課長） 了解しました。

○池田会長 ほかにございませんか。

○奈良委員 この間の現地調査に参加させていただいて、理論的な意見ではなく、全く主観の意見なのですが、申し上げます。

今までここで議論に上がったところと圧倒的に違うのは、北海道を代表する観光地で、場合によっては日本を代表する観光地で、その売りは自然で、一番人が集まるであろう洞爺湖温泉を背にして中島のほうにカメラを向けると必ず写り込んでくる風車が今後できるということはかなり悩ましいことという印象を強く受けました。

自然がきれいな観光地で風車がよく見える場所にできるということです。今までも全部がそうでしたけれども、実際にその場に行ってみるとフォトモンタージュよりも大きさは倍に見え、クリアさは10倍に見えます。

そして、ここにできたら、次も簡単にふやせるだろう、ほかの観光地でも、あそこできているから別にいいだろうというようなことで、とても危惧しなければいけないのではないかと強く感じたので、そう思っている人間もいると、あえて強い意見を言わせていただきます。

○事務局（車田主査） 質問ではなくご指摘として受けとめさせていただきます。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

なければ、私からです。

フォトモンタージュの話です。

資料2-2で212ページに聞き取り調査の実施方法を書いているのですが、準備書のものを最初に提示しているということで、方法書をカットして、準備書だけの集計を出していただいているのですが、この実施方法にはまだ不確かな部分があります。

この図では、このように提示したと書いてあるのですが、地域ごとにこういう提示をしたのか、それとも地域をずっと横断して先に準備書のフォトモンタージュを提示し、後で方法書のフォトモンタージュを提示したのかで評価が全然変わってくると思います。

例えば、オロフレ峠で最初に準備書のフォトモンタージュを提示し、次に方法書のフォトモンタージュを提示したとなると、聞き取り調査を受けている被験者は、こういう比較をするのだなというモードに入ってしまう。その時点でそういう受け取り方をしてしまうので、その後からのデータは使えません。そういう提示をしているのであれば、残念ながら、この後の分析もこのとおりに受け取れないと思います。

ですから、まずは提示の順です。オロフレ峠から通して先に準備書のフォトモンタージュを提示して、その後で方法書のものを提示したのかです。

というか、地域で調査者が違うのですね。地域ごとに調査者が違って、同じ人にやっているわけではないということですね。それであればその問題はありませんね。私の取り違えでした。そうであれば、準備書のほうだけを利用していいと思います。

ただ、最初の意図がわからないので、なぜ方法書のものと比較したのかです。これは評

価につながるかわかりませんが、1点聞いていただきたいのは、当初の目的です。なぜ方法書のフォトモンタージュを引き出して比較したのかです。もし方法書のほうが好ましいと評価された場合にはそちらを採用するつもりだったのかどうか、どういう意図でやったのか、確認できれば、次に質問していただきたいと思います。

○事務局（武田主幹） ただいまのご質問ですが、資料2-1の37ページの質問番号14-5をごらんください。

配慮書段階から複数の配置案を検討しているが、最新の二つの配置について、被験者の印象をそれぞれ聞き取ることによって、現時点での最新の準備書配置が影響の低減を図ることができているのかを明確にする意図でこの調査方法を採用しましたということです。

ただ、会長の疑問をもとに意図がさらに明確になるように確認したいと思います。

○池田会長 お願いします。

見ている中で気になったのが39ページの質問番号14-9です。

回答に非公開になっている部分がありますが、この理由が理解できないのですが、この点はいかがでしょうか。

○事務局（武田主幹） こちらは事業者の意向によってこのような整理をしました。

北海道でも情報公開条例がございまして、その基準に照らして、情報公開の制度で開示請求して開示できるものならば、ここで非公開にする必要がなくなりますので、改めて検討し、次回に示させていただきます。

○池田会長 お願いいたします。

そのほかの点でいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 では、この件につきましても追加の質問等がございましたら、事務局によりしくお願いいたします。

それでは、これをもって本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から連絡事項がございますので、お願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（武田主幹） 皆様、本日は長時間にわたって二つの事業についてご審議をいただき、ありがとうございました。

今回は、第7回目の審議会になりますが、11月29日木曜日の13時30分から、場所が変わりまして、赤れんが庁舎2階1号会議室で開催する予定です。詳細が決まりましたら改めてご連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○池田会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

以 上